

麻生家文書資料紹介(その一) : 明治三十七年五月、 麻生太吉より三井銀行・三井物産両社長宛書簡

今野, 孝
麻生セメント本社社史資料室

<https://doi.org/10.15017/13611>

出版情報 : エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 5, pp.106-108, 1975-06-25. エネルギー史研究会
バージョン :
権利関係 :



麻生家文書資料紹介（その一）

—— 明治三十七年五月、麻生太吉より

三井銀行・三井物産両社長宛書簡 ——

今 野 孝

九州大学の秀村教授をはじめとする『九州石炭礦業史資料目録』

の編集グループを中心とした方々により麻生家文書の調査が始められて丁度一年が経過した。この間、同グループをはじめ、九州大学経済学部日本経済史演習および同教養部「古文書を読む会」の学生の方々の協力もあって、着々と資料の整理が進められてきた。現在までカードに採取された文書・資料等はやがて三千点に及ぼうとしているが、膨大な麻生家文書の全体からみると、まだほんの一部にすぎない。それでも今後の息の長い調査研究によって、次第に麻生家文書の全貌が明らかにされていくものと思われる。（尚、これまでに整理されたもののうち、一部はすでに『九州石炭礦業史資料目録』第一集に「麻生家文書（一）」として載せられている。また同書第二集以降にも逐次、分載される予定である。）

今回紹介するのは、明治三十七年五月、麻生太吉が三井銀行社長三井高保・三井物産社長三井八郎二郎に宛てた一通の書簡である。

麻生太吉にとって大きな炭坑譲渡は、明治二十二年に鯨田、同二十七年忠隈、そして同四十年本洞を、それぞれ三菱、住友、三井の

中央大手資本に売却した三度であった。

本誌前号においては、東定宣昌氏が「明治二十五年麻生太吉、莊田平五郎の往復書簡」を紹介されている。これは麻生家の炭坑経営をみる場合においては、忠隈を住友に譲渡するに至る以前の状況を示す貴重な資料と言えよう。また東定氏は「……不安定な石炭礦業からの全面的撤退を企図した明治二十五年を画期として、それ以前の二十二年の三菱への鯨田炭坑の売却とそれ以後の忠隈・本洞の住友・三井への売却等は若干意味が異なってくるように思える。」とも指摘されている。

以上のような意味からも、このほど未整理の資料の中から出てきたこの書簡は、本洞坑（藤棚坑を含めて）の経営にのりだしてから三井に売却するに至る前までの状況を知る上できわめて興味深いものである。

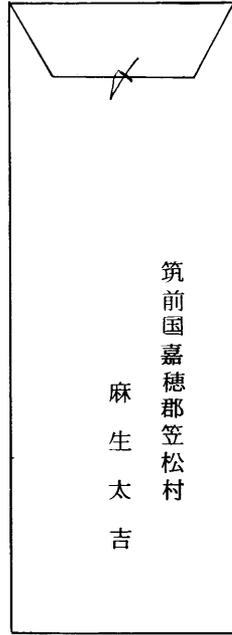
この書簡は大型の罫紙（28×40cm）五枚に墨で書かれたものを二つ折にして綴り、和紙製の二重の封筒に入れられている。

(封筒)

(表)

合名会社三井銀行社長 三井 高保様
三井物産合名会社社長 三井 八郎次郎様

(裏)



24 X 9.5 cm

(本文)

謹啓仕候、陳ハ從來家父ノ遺業ヲ継キ、微々タル石炭坑業ヲ経営仕居候処、明治三十二年中親戚吉川某藤棚炭坑譲受ニ際シ、過ツテ保證債務者トナリ、不幸ニモ該坑失火ノ変災ニ遭遇シ、消火ノ為メ多大ノ費用ヲ要シ、重テ多額ノ金額ヲ投資シ吉川某ハ債務償却ヲ怠リ、終ニ代弁ノ地位に立至リ無止自ラ経営致サザルヲ得サル事ト相成申候、就テハ債務完済シ得ヘキ義ハ過分ノ重荷、微力ノ難堪処ニ御座候モ、奮勵従事、漸次経営其緒ニ就キ申候、然ルニ藤棚坑隣接本洞坑ハ同質同層ノ石炭含有シ、從來全一ノ経営ナリシモ、中途ヨ

リ許斐某分割操業シ、統テ堀某経営中非常ノ困難ニ陥リ、不肖藤棚坑引受ニ際シ当時合併操業ノ勧誘ヲ受クルモ、到底微力ノ企及スヘキ事ニ無之、堅ク相断リ申候モ、合併坑業ノ曉ハ一ニハ許斐堀ノ困難ヲ救ヒ、一ニハ経済上ノ利益ヲ得候等ヨリ尚重テ勧誘ヲ受候折柄、当時上京中ニテ有之井上伯爵閣下并ニ貴社重役諸賢ノ御同情ヲ得資金融通ノ道相開ケ、当時貝島君ヨリ最モ助言ヲ受ケ、終ニ本洞坑引受申候、爾來本業ノ経営上ニ就テハ乱雜ナル坑道ヲ修理シ排水機ノ改修補足汽鐘ノ増設修理等坑内外ノ総テニ向テ全力を注キ、一意専心整理ヲ本旨トシ従事罷在申候、為其過分ノ資金ヲ投下シ申候、元來本坑山ノ成功ハ仮令如何ナル熱心ヲ以テスルモ微力ノ企図スヘキ事ニ無之候、只貴社ノ御庇護ヲ仰クニ在ラサレバ到底望外ノ事ニ属スル儀ニテ、貴社ノ御庇護ヲ仰クハ一ニ言責ヲ重ンジ、其信用ヲ維持スルノ外無之ト深く確信致シ、収入ノ残余ヲ待ツニ違ナク、増資ハ申ニ不及、貴社拝借金契約履行ニ就テハ一時他ヨリ融通ヲ仰キ、微々タル担保ニ供スヘキモノハ悉皆之ヲ提供シ且信用ノ及フ限りノ融通ヲナシ貴社ニ対シ債務ノ履行候モ、不幸炭況日々悲境ニ陥リ契約履行不能、遂ニ本年一月ヨリハ特別御憐憫ヲ以テ抗山利益金ニヨリ且テ拝借金ノ元利償却ニ充当被成下候事ニ相成申候、就テハ本年度ニ於ケル採炭力及擴張方法等先ニ設計書ヲ提出仕着々其緒ニ就キ申候、斯ル御高庇ヲ相蒙リ候以上ハ今後操業上ニ於ケル資金ノ融通須テ得可申予定ニテ有之申候処、不幸本年二月ヨリ本洞坑ニ於ケル自然発火ノ変災ヲ来シ、其直接蒙ルノ損害ハ多カラスト雖トモ、坑夫ノ離散採炭力ノ減少等其間接ノ損害ハ実ニ不尠額ニテ有之、随テ貴社ニ対スル返納金ノ如キ、採炭減少ノ為メ予算ノ実行ヲ欠キ、今

更汗顔ノ至ニ奉存上候、乍併当初ノ一大目的タル排水機械改設工事も最早大半進行シ、七月上旬ニハ必ス竣工運轉可致予定ニテ有之候得ハ、本年後期ニ於テハ仮令前期ノ不足ヲ補充可致迄ニ不至候トモ必スヤ実行ヲ可期次第ニ御座候、然ルニ本洞坑ノ如キ引受當時ヨリ負債ノ利息及拡張費仕払ニ於テ其収入ニ不足スル事金七万六千余円ニテ有之、且又貴社ヨリ初発拜借金芳雄豆田坑ニ対スル金貳拾五万円、笹原坑ニ対スル金參万円、本洞坑ニ対スル金拾六万五千元、計金四拾四万五千元ノ内、金拾壹万八千元返納金ノ始キ一時悉ク他ノ融通ニ仰キタル結果、貴社ニ対スル債務ヲ減シタル額ハ即チ他ヨリ信用負債ヲ増加シタル次第ニテ、別紙明細書ノ通ニ御座候、現下時局問題ノ為メ此等信用融通ノモノ非常ノ厳促ヲ受ケ最早如何トモ致方無之実ニ悲境ニ立至リ、他ニ縋願可仕手段モ無之、左リトテ坑業ヲ中止シ貴社初メ多数債務者ニ累ヲ及ホス如キハ断シテ忍ヒサル処ニ有之申候、況ンヤ本年后期后に至ラハ予算ノ目的ヲ達シ得ヘキノ成算確定致候義ニテ御座候得バ、此際出格ノ御詮議ヲ以テ、既ニ返納仕候元金拾壹万八千元（御採用ノ曉ハ金貳万九千元ノ無担保拜借金ハ御控除被成下度）御貸戻ノ御聴許被成下度奉歎願候、本件御縋願ノ金額全部ハ別紙明細書ノ信用借入金額拾四万九百五拾八円拾九錢壹厘ノ払入ニ充當シ、尚不足金貳万貳千九百五拾八円拾九錢壹厘ノ分ニ対シテハ今後経費ヲ節シ、漸次払入償却ノ予算ニテ御座候、本願御聴許ヲ得候上ハ担保物保安ノ為メ、坑区ヲ貴社ノ名義ニ書換候義ハ不苦次第ニテ、其辺ハ一ニ貴社ノ命令ニ相隨ヒ可申候、尚詳細ノ義ハ竹田ヲ以テ御願申上候条、御聞取被成下度奉懇願候

恐惶謹言

明治三十七年五月

麻生 太吉 ④

合名会社三井銀行社長 三井高保様

三井物産合名会社社長 三井八郎二郎様

虎皮下

この書簡から、麻生太吉が藤棚・本洞両坑の経営を引受けてからの窮状を知ることができる。藤棚坑の前坑主で吉川某というのは、太吉の妻ヤスの兄幹次であり、明治三十二年九月にそれまでの共同経営を単独借区とするにあたり、藤本銀行から融資を受け、太吉はその保証人となっていた。また吉川幹次は同時に本洞坑をも合併して経営しようと堀三太郎から同坑を譲受ける仮契約をしていた。このような事情から吉川から藤棚坑を引継いだ太吉は、あわせて本洞坑も経営せねばならなくなったのである。この本洞坑の引受けにあたっては、貝島家との一触即発の対立や、太吉・太助の筑豊両雄の息づまる会談などの話が語られているが、その事実如何はともかくとしても、太吉は三井の援助をとりつけた上で、本洞の引受に踏切ったことがわかる。太吉はこのあと三十七年七月に麻生商店の事務所を本洞坑に移して本洞坑の経営に主力を注いだ。坑内火災は四年間続いて、炭坑経営における最大の窮地に追込まれた時期であった。それは資金融通を得るために、三井に対して自ら「本願御聴許ヲ得候上ハ担保物保安ノ為メ、坑区ヲ貴社ノ名義ニ書換候義ハ不苦次第ニテ、其辺ハ一ニ貴社ノ命令ニ相隨ヒ可申候」と申しでいることから窺える。そしてこの時、すでに藤棚・本洞坑を三井に譲渡する布石ができていたといってもいいのではないだろうか。